一般社団法人
信託協会

〒100-0005　東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL:03-6206-3981
https://www.shintaku-kyokai.or.jp/

信託協会　検索

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

平成30年7月発行

日本の信託 2018

一般社団法人
信託協会

信託制度は、年金や投資信託など社会・経済の重要なインフラとして発展を続け、信託財産総額は 1,100 兆円を超え、史上最高額を更新しています。

信託機能の活用を通じた社会・経済への貢献

信託業界は、「教育資金贈与信託」など資産の世代間移転により経済の活性化に資する商品のほか、高齢社会におけるニーズを踏まえ、円滑な資産承継を後押しする「遺言代用信託」や、後見制度を財産管理の側面から支援する「後見制度支援信託」など、信託の特性をいかした商品を開発し、提供してきました。今後も安定的な資産形成の促進に知恵を絞るとともに、長期的な財産管理機能を活用した、商品・サービスの提供と普及に努め、社会・経済の発展に、より一層貢献して参ります。

変化への対応と安心の提供

技術革新などの進展により社会・経済環境が急速に変化する中にあっても、委託者・受益者と受託者との高度な信頼関係を前提とする信託の基本精神は決して変わりません。受託者責任をまっとうし、信頼に応え、安心して信託をご利用いただくために、今後も、変化への対応と安心の提供を両立させ、信託の更なる普及と健全な発展に尽力して参ります。

目　次

1 信託の仕組み 3

2 信託業の担い手 4

信託業の主な担い手 4
信託兼営金融機関、信託会社（運用型信託会社、管理型信託会社）
信託銀行等の店舗の設置状況（平成30年3月末現在） 4
信託サービスの利用者の窓口 4
信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店
金融商品取引業者 4

3 信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数） 5

信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）
信託財産総額は史上最高額の1,141.6兆円に 5

4 主な信託商品等 6

(1) 個人向け 6
金銭信託 6
結婚･子育て支援信託 6
教育資金贈与信託 7
遺言代用信託等 7
相続関連業務 8
投資信託 9
不動産業務 9
(2) 法人向け 10
年金信託 10
ESOP信託 10
財産形成信託 11
資産流動化の信託 11
資産保全を目的とする信託 12
担保権の信託（セキュリティ･トラスト） 12
受益証券発行信託 12
有価証券の信託 13
証券代行業務 13
不動産業務 13
(3) 公益･福祉 14
公益信託 14
特定寄附信託 14
特定贈与信託 15
後見制度支援信託 16

5 信託業界･協会を巡る動向 17

(1) 主な出来事 17
税制改正要望 17
規制改革に関する提案 17
第93回信託大会の開催 17
新しいホームページの公開について 18
(2) 信託業界のあゆみ 19
(3) 信託業界の動き 20

6 信託協会の概要 21

(1) 目的および事業 21
(2) 組織 21
(3) 信託協会加盟会社一覧（平成30年7月現在） 22

1 信託の仕組み

信託とは、『委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする』制度です。

財産の管理・処分を任せたい人（委託者）は、「誰のために」「どういう目的で」ということを定めて信頼できる人に財産を託し（信託する）、財産を信託された人（受託者）は、その財産をあくまで受益者のための財産として、信託した人（委託者）の定めた目的の実現に向けて管理・処分を行います。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法等において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられています。

■信託の仕組み

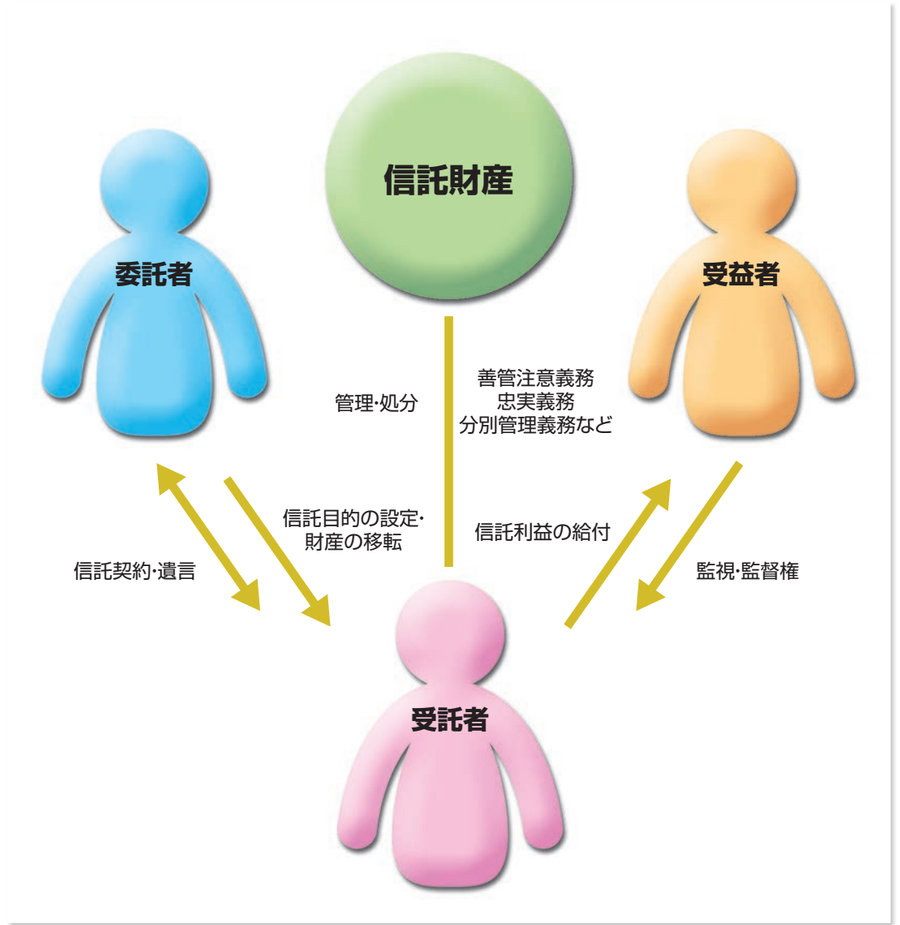

受託者の義務

●善管注意義務
受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。

●忠実義務
受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。

●分別管理義務
受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

フィデューシャリー・デューティー

近年では、「フィデューシャリー・デューティー」という言葉が様々な場面で使われています。これは、他者の信頼に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として使われていますが、信託の受託者はフィデューシャリー・デューティーを負う者の典型とされています。

2 信託業の担い手

信託業の主な担い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 注1	銀行法（設立）注2 兼営法（信託業務の兼営認可）	免許 注2	銀行等の金融機関	20億円 注2	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社（運用型外国信託会社を含む）注3	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社（管理型外国信託会社を含む）注3	信託業法	登録（3年毎に更新）	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務

注1 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。

注2 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

注3 平成30年7月末現在で、運用型信託会社8社、管理型信託会社15社が営業しています。

■信託銀行等の店舗の設置状況（平成30年3月末現在）

（単位:店舗）

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	8	10	331	9	35	205	17	6	31	652

（注）本表は、信託兼営金融機関（都銀および地域金融機関を除く）と信託会社の店舗数です。
これ以外に地方銀行等（1,733 店）が信託業務を営んでいます。

信託サービスの利用者の窓口

信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店

■設置状況（平成30年3月末現在）

（単位:行・金庫・組合・社・人、店舗）

業態			代理店数	取扱店舗数
法人	金融機関	信託銀行・都市銀行等	9	1,843
		地方銀行	61	3,592
		第二地方銀行	25	1,556
		信金中金	1	15
		信用金庫	146	2,827
		商工中金	1	95
		信用組合	23	315
		信用農業協同組合連合会	14	22
		農業協同組合	92	536
	計		372	10,801
	事業会社等		41	1,159
個人			0	0
合計			413	11,960

金融商品取引業者

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業および登録金融機関業務として規制されており、第二種金融商品取引業者および登録金融機関であれば、取り扱うことができます。

3 信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）

信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数） 注1（3月末現在）

（単位:兆円）

機能別分類	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
資産運用型信託 注2	119.3	127.0	123.5	114.7	114.0
金銭信託	28.9	30.7	33.4	28.3	31.3
年金信託	40.0	42.0	40.0	35.4	32.5
金銭信託以外の金銭の信託	1.7	1.9	1.6	1.5	1.7
有価証券の信託	45.3	48.6	44.9	46.2	45.5
包括信託 注5	3.1	3.5	3.3	3.1	2.9
資産管理型信託 注3	650.5	720.4	778.4	838.2	910.3
金銭信託	95.6	88.6	92.7	98.1	94.1
年金信託	43.2	44.9	45.6	45.9	49.3
投資信託	124.3	144.7	166.5	181.6	201.5
金銭信託以外の金銭の信託	14.8	17.6	20.7	26.6	33.0
再信託	293.9	326.3	347.0	370.6	408.7
包括信託 注5	78.5	98.0	105.8	115.1	123.4
資産流動化型信託 注4	58.3	62.4	65.1	69.2	73.7
金銭債権の信託	31.1	31.8	31.8	32.5	33.6
不動産の信託	26.4	29.5	32.1	34.5	37.4
その他とも合計	852.0	933.3	989.3	1,058.1	1,141.6

注1 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。

注2 資産運用型信託とは、受託者（信託銀行等）が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。

注3 資産管理型信託とは、受託者（信託銀行等）が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。
なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいいます。

注4 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。

注5 包括信託とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものをいいます。

信託財産総額は史上最高額の1,141.6兆円に

信託財産総額は、平成 30 年（2018 年）3 月末現在 1,141.6 兆円となり、史上最高額を更新しています。

昭和 61 年（1986 年）8 月には 100 兆円、平成 16 年（2004 年）4 月には 500 兆円、平成 28 年（2016 年）11 月末には 1,000 兆円を超えており、100 兆円を超えてからおよそ 18 年間で 5 倍、30 年間で 10 倍と順調に伸び続けています。

●信託財産総額の推移

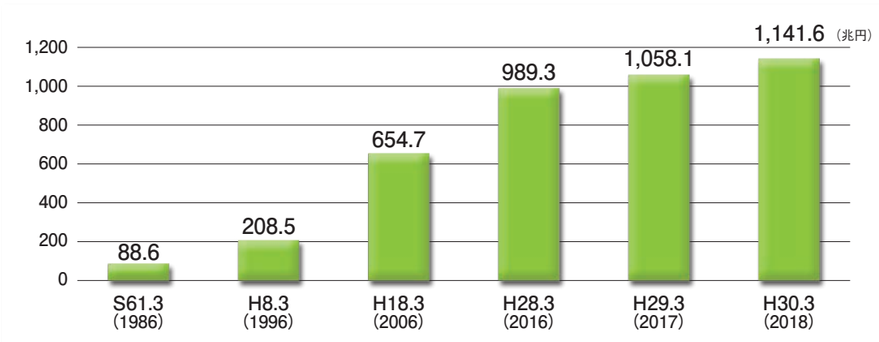

4 主な信託商品等

信託銀行等 注1 が取り扱っている主な信託商品等は次のとおりです。

なお、このほかに、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、投資信託・保険の販売など銀行の業務も取り扱っています。

（1）個人向け

金銭信託

金銭信託には、いろいろな種類があり、目的に合わせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託（一般口）や運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄・投資手段として、広く利用されています。

結婚・子育て支援信託

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000 万円（結婚に際して支出する費用については 300 万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です。（ただし、平成 31 年 3 月 31 日までの間に信託されたものに限られます。）

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属（祖父母等）に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において 20 歳以上 50 歳未満の個人に限られています。

なお、結婚・子育て支援信託の契約数（累計）は 5,343 件、信託財産設定額（累計）は 151 億円（平成 30 年 3 月末現在）となっています。

●結婚・子育て支援信託の仕組み

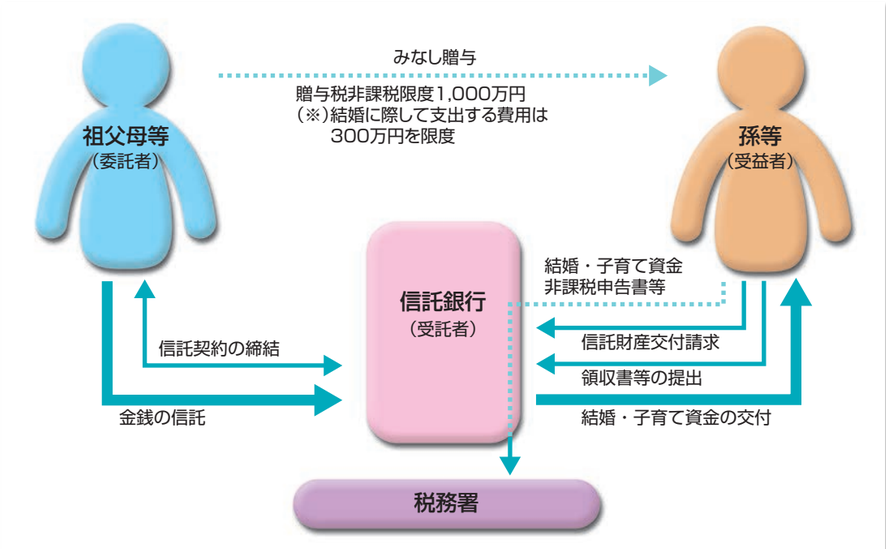

注1 「信託銀行等」とは、「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます。（以下、本冊子で同じ）

結婚・子育て支援信託の創設の背景

平成27年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等は、平成27年4月から「結婚・子育て支援信託」の取扱いを開始しました。
また、平成28年度税制改正において、不妊治療費用のうち薬局に支払う医薬品代、産前産後の母親の医療費、母親の産後健診費用が特例の対象となることが明確化されました。

結婚・子育て資金の範囲

結婚・子育て支援信託は、次のような資金のために利用することができます。
①結婚に際して支出する費用（挙式・結婚披露宴等の費用、結婚を機に住む家賃・敷金、転居費用等）
②妊娠、出産または育児に要する費用（不妊治療・妊婦健診・出産のための費用、産後ケア費用、受益者の小学校就学前の子の医療費、受益者の子が通う幼稚園、保育所、ベビーシッター等に支払う費用）
※詳細については内閣府ホームページ等をご確認ください。

なお、上記①の資金について、非課税となる金額の上限は300万円となります。

教育資金贈与信託の創設の背景

平成25年度税制改正において「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」措置が創設されたことを受けて、信託銀行等は、平成25年4月から「教育資金贈与信託」の取扱いを開始しました。
また、平成27年度税制改正において、本特例措置の適用期限が平成31年3月31日まで延長されるとともに、特例の対象となる教育資金の範囲に、通学定期券代、留学渡航費などが加えられました。

教育資金の範囲

教育資金贈与信託は、次のような資金のために利用することができます。

①幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等に直接支払われる入学金、授業料、学用品の購入費等
②学習塾や習い事の月謝、学習塾の教材費、通学定期代、留学渡航費等の学校等以外の者に、教育のために直接支払われる金銭
※詳細については内閣府ホームページ等をご確認ください。

なお、上記②の資金について、非課税となる金額の上限は500万円となります。

教育資金贈与信託

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,500 万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には 500 万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です。（ただし、平成 31 年 3 月 31 日までの間に信託されたものに限られます。）

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属（祖父母等）に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において 30 歳未満の個人に限られています。

●教育資金贈与信託の仕組み

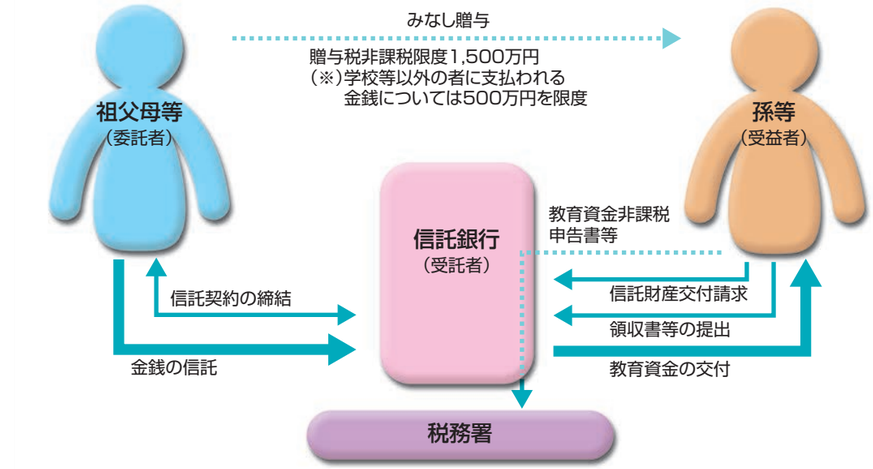

■教育資金贈与信託の受託状況の推移

（単位:件、億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
契約数（累計）	67,073	118,554	160,234	178,983	194,336
信託財産設定額（累計）	4,476	8,030	10,925	12,382	13,735

遺言代用信託等

超高齢社会の到来を背景に、個々の家族の事情にあわせて配偶者・子の生活の安定を図るためなどの目的で信託が活用されています。

信託銀行等ではさまざまなニーズに合わせて、例えば、委託者本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者・子などを受益者とする『遺言代用信託』や、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を連続して受益者とする『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』を取り扱っています。

なお、遺言代用信託の平成 29 年度の新規受託件数は 10,430 件となっています。

●遺言代用信託のイメージ

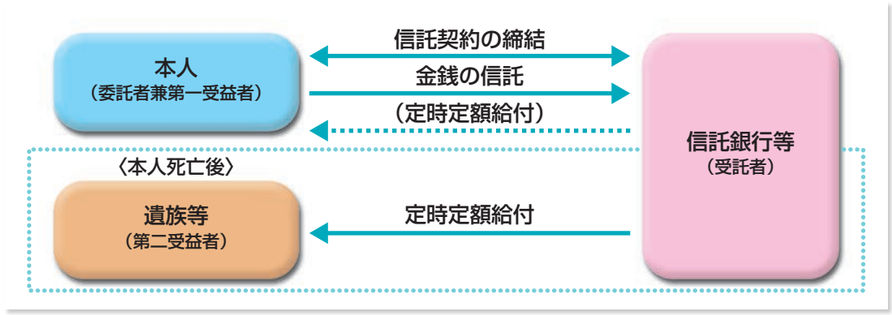

■遺言代用信託の受託件数の推移

（単位:件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度合計	45,559	41,048	29,115	14,637	10,430
累計	63,610	104,658	133,773	148,410	158,840

相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務への関心が高まっています。

信託銀行等では、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手続き等を行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

●遺言信託業務の仕組み

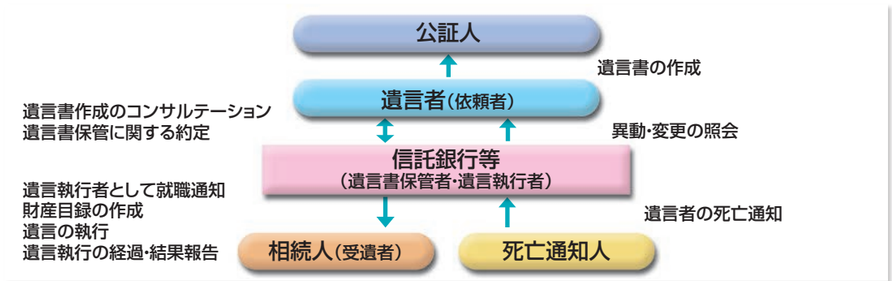

■相続関連業務の実績の推移

（単位:件）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
遺言書の保管件数		88,448	97,709	108,623	118,315	128,366
	保管のみ	5,824	5,877	5,916	6,101	6,398
	執行付	82,624	91,832	102,707	112,214	121,968
遺産整理		3,475	4,045	4,784	5,186	5,927

（注）遺言書の保管件数は年度末現在の計数、遺産整理の計数は年度中の実績です。

NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA

NISAは2014年からスタートした少額投資非課税制度で、個人が投資した上場株式や公募株式投資信託などの譲渡益や配当金が新規投資で毎年120万円、5年間で最大600万円までが非課税となります。
未成年者が口座を開設することが可能なジュニアNISAは、新規投資で毎年80万円までの譲渡益や配当金が非課税となります。ジュニアNISAは原則として親権者等が未成年者のために代理して運用を行い、18歳までは原則として払い出しをすることができず、20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます。
つみたてNISAは2018年1月からスタートした少額からの長期・積立・分散投資を行うことが可能な非課税制度です。一定の条件を満たす公募株式投資信託・ETFを対象に、新規積立投資で年間40万円までの配当金や売買益等が非課税となります。

投資信託

投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、201 兆円（平成 30 年 3 月末現在）となっています。

●投資信託（委託者指図型）の仕組み

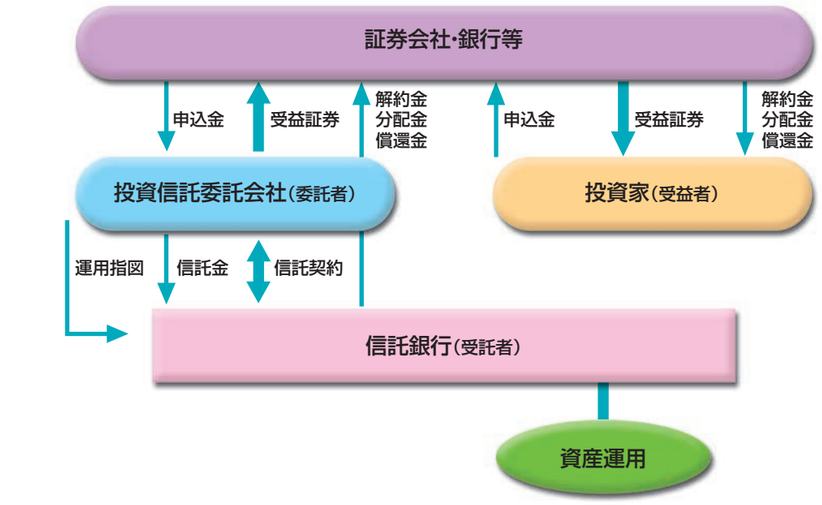

（注）投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行等に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と信託銀行等が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

不動産業務

信託銀行等は、住宅や店舗・ビル等の売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲等、さまざまな不動産業務を展開しています。

また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

(2) 法人向け

年金信託

企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

信託銀行では、厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託および確定拠出年金信託を取り扱っており 、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人 193 人、アクチュアリー 198 人（平成 30 年 3 月末現在）を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は 4 兆 2,349 億円（平成 30 年 3 月末現在）となっています。

●企業年金の受託概況（平成30年3月末現在）

（単位:件、億円）

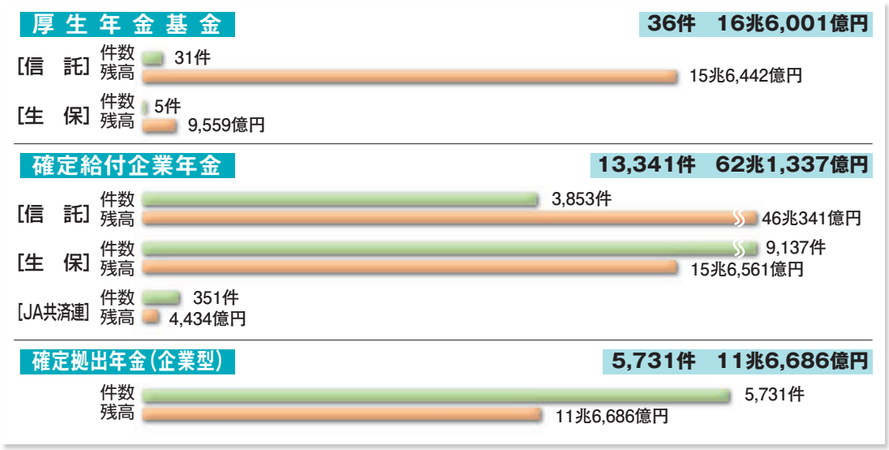

ESOP信託

ESOP 信託とは、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考にしたもので、従業員に自社の株式を取得させることにより、福利厚生の充実を図るための信託です。

この信託には、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する「株式給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があります。

●ESOP信託（株式給付型）の仕組み

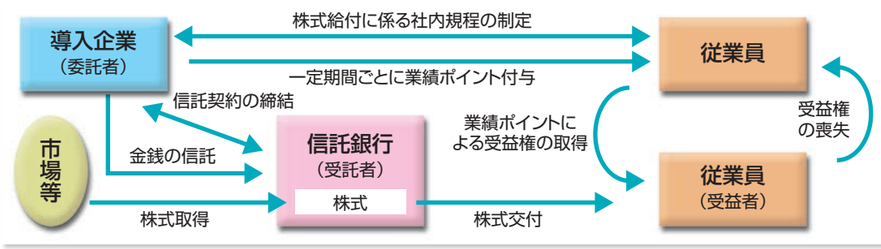

確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を支給する企業年金制度です。
確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

確定拠出年金

確定拠出年金は、従業員（委託者）の指示による積み立て期間中の運用の成果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。
確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金があります。
個人型の確定拠出年金（iDeCo）は、自ら拠出した掛金の運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができる制度で、その掛金、運用益、給付を受け取る時には、税制上の優遇措置が講じられています。老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、平成29年1月から、基本的に20歳以上60歳未満の方が任意で加入することができるようになりました。

注1 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。

注2 本表の受託残高は時価ベースです。

注3 件数は、厚生年金基金が基金数、確定給付企業年金が制度数、確定拠出年金が規約数です。

注4 確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託等を取り扱っています。

●財産形成貯蓄取扱金融機関別シェア

（平成30年3月末現在）

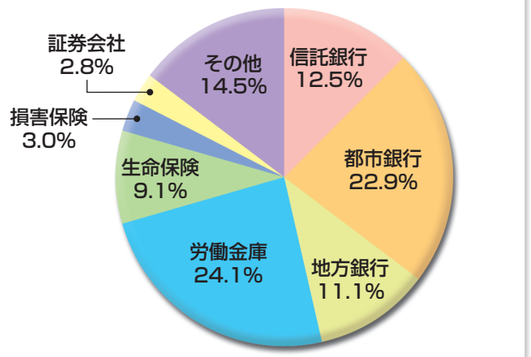

資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関や事業会社等の財務改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は 73 兆円（平成 30 年 3 月末現在）です。

このうち、金銭債権の信託には、事業会社等が保有する売掛債権を信託する『売掛債権信託』、金融機関が保有する住宅ローン債権等の貸付債権を信託する『貸付債権信託』、リース・クレジット会社が保有する債権を信託する『リース・クレジット債権の信託』などがあります。

●金銭債権の信託の仕組み

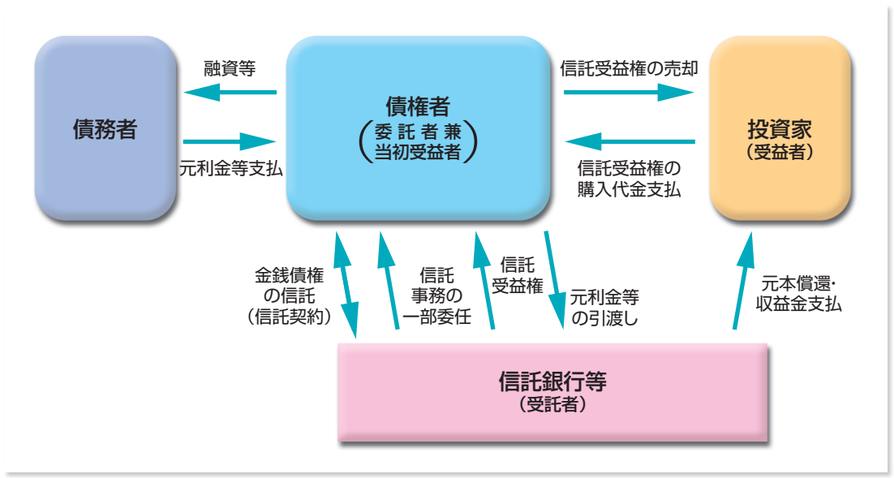

資産保全を目的とする信託

顧客が事業者に対して事前に支払った前払い金等について、事業者が破綻した場合等に顧客に返還するべき前払い金の保全を目的とする信託が利用されています。

このような信託の倒産隔離機能に着目した資産の保全を目的とした信託は、老人ホームの入居一時金、高齢者向け住宅の前払い家賃、語学学校等の前払い授業料等の保全に利用されています。

また、動産や不動産の売買取引において代金決済や取引の安全性を確保する目的でも利用されています。

●老人ホームの入居一時金信託の仕組み

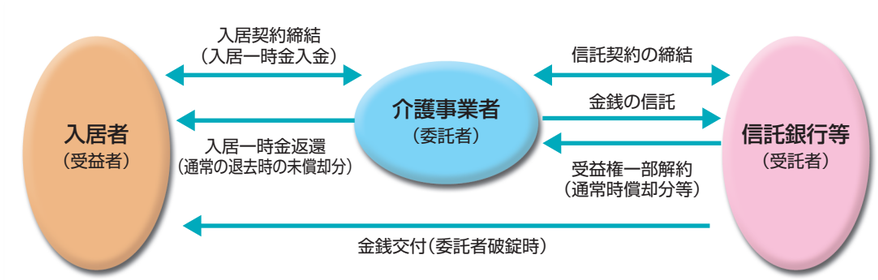

担保権の信託（セキュリティ・トラスト）

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、シンジケートローンなどにおいて利用されています。

●担保権の信託の仕組み

受益証券発行信託

受益証券発行信託は、受益権を表示する証券（受益証券）を発行する信託で、例えば、貴金属を信託財産とする内国商品現物型 ETF や、ETN（指数連動証券）を信託財産とする有価証券信託受益証券として利用されています。

有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は 60 兆円（平成 30 年 3 月末現在）となっています。有価証券の信託には、信託の目的により、有価証券の貸付運用（レポ取引）等によって収益をあげることを目的とした『運用有価証券信託』、有価証券の利息・配当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした『管理有価証券信託』などがあります。

●運用有価証券信託（消費貸借型）の仕組み

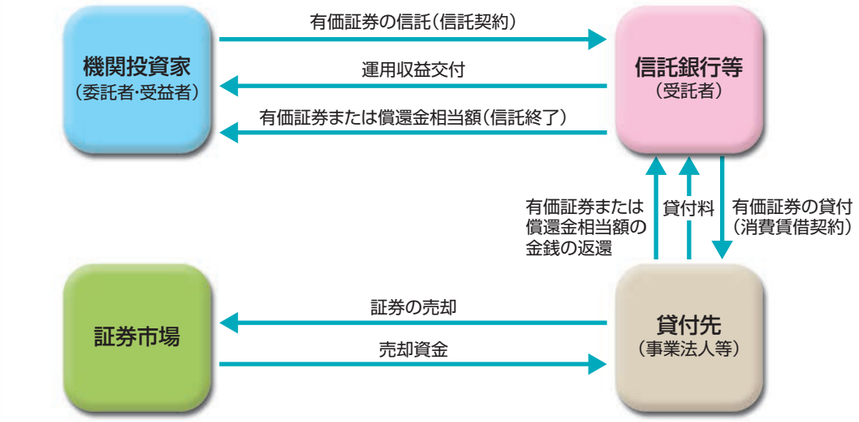

証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っているほか、株式上場の手続きのサポートや株式・新株予約権等の発行・管理に関するノウハウを生かしたコンサルテーションなども行っています。

■証券代行業務取扱状況の推移

（単位:社、千人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会　社　数	5,982	5,975	5,992	5,998	6,012
株　主　数	52,576	52,429	55,883	55,900	57,302

不動産業務

信託銀行等は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理等の幅広い不動産業務を行っています。

また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補 551 人（平成 30 年 3 月末現在）を擁しています。

(3) 公益・福祉

公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉等の公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託するもので、一定の要件を満たす公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

なお、公益信託の受託件数は 459 件、受託残高は 594 億円（平成 30 年 3 月末現在）となっています。

●公益信託の受託件数（平成30年3月末現在）

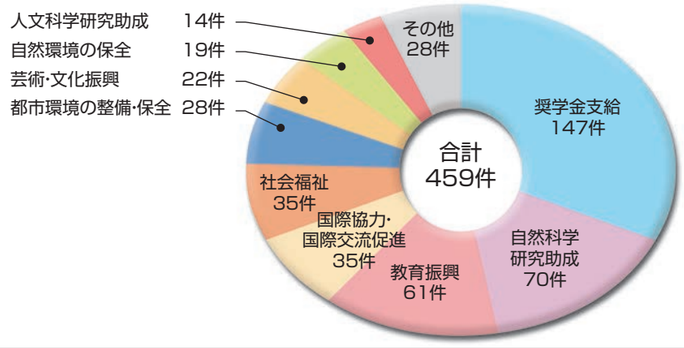

特定寄附信託

特定寄附信託は、信託銀行と契約した公益法人等（公益法人や認定特定非営利活動法人（認定 NPO）等）のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるといった特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除等を受けることができるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

●特定寄附信託の仕組み

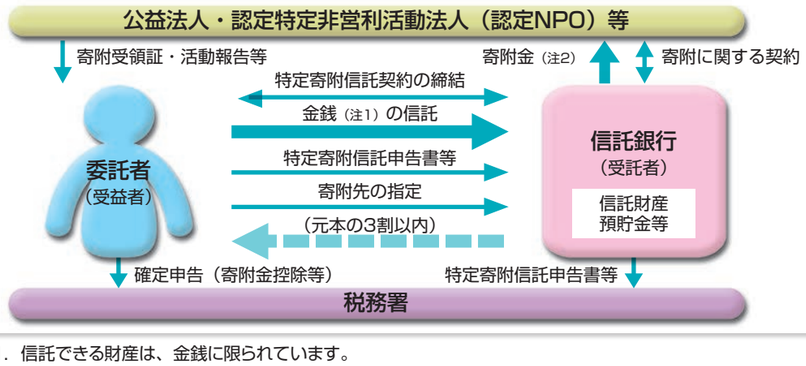

（注）1．信託できる財産は、金銭に限られています。
2．運用収益の全額が、元本とともに寄附金に充てられます。

公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。
また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といいます。
それぞれに金銭を出捐した場合には税制上の優遇措置があります。

［拠出金の税制上の取扱い］

委託者	特定公益信託	認定特定公益信託
個人（相続財産）	–	寄附金控除
	–	相続税非課税
法人	一般寄附金として損金算入	別枠損金算入

特定寄附信託の創設の背景

特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公益活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。
「どこに寄附したらよいのかわからない」、「寄附金がきちんと使われたのか確認したい」というニーズに応えるため、米国のブランド・ギビング信託制度を参考に、信託を活用した新たな寄附の仕組みとして導入され、公益のために活用されています。

特定贈与信託の適用対象となる障がい者の範囲の拡大

特定贈与信託は、昭和50年に創設された贈与税の非課税措置に基づく制度です。
平成25年度税制改正において、これまでの重度の心身障がい者（特別障害者）のほかに、中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等が本制度の対象に加えられました。

特定贈与信託

特定贈与信託（特定障害者扶養信託）は、障がい者の生活の安定を図ることを目的としてその親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者（以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。）の生活費や医療費等にあてるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

この信託を利用することにより、特別障害者（重度の心身障がい者）については６千万円、特別障害者以外の特定障害者（中軽度の知的障がい者および障害等級２級または３級の精神障がい者等）については３千万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておくと、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、特定贈与信託の受託件数は 1,822 件、受託残高は 423 億円（平成 30 年 3 月末現在）となっています。

●特定贈与信託の仕組み

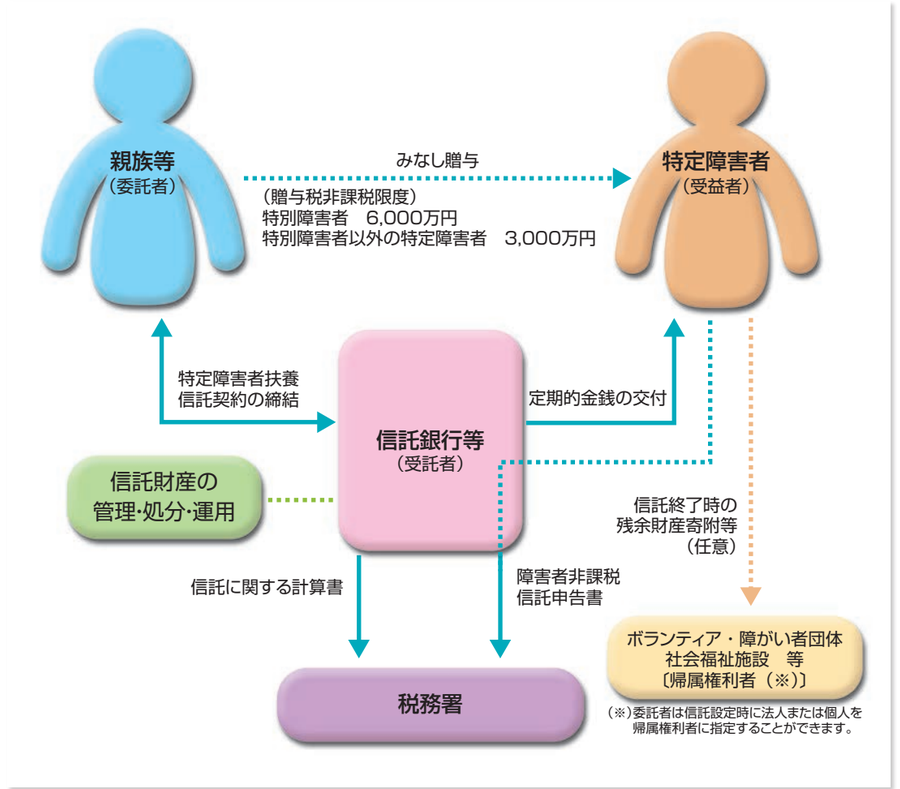

後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、後見制度による支援を受けている方（本人）が金銭を信託銀行に信託し（信託契約の締結手続は後見人が行います）、信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の預貯金などを保全することができます。

なお、後見制度支援信託の受託件数は 20,927 件、受託残高は 6,173 億円（平成 30 年 3 月末現在）となっています。

●後見制度支援信託の仕組み

〈信託契約締結時〉

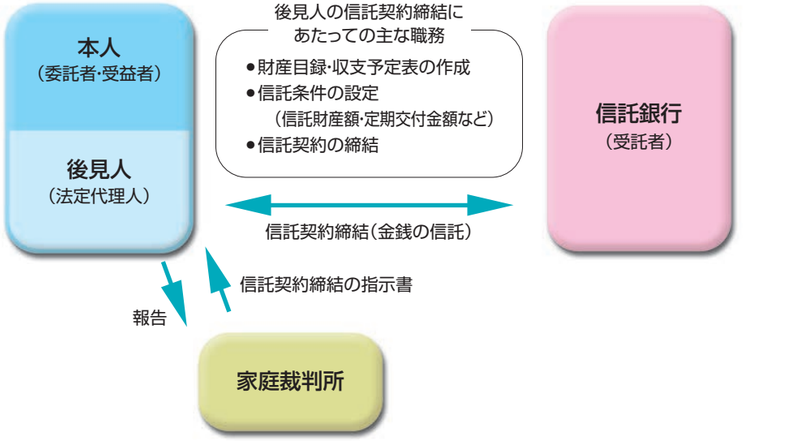

〈信託期間中･信託終了時〉

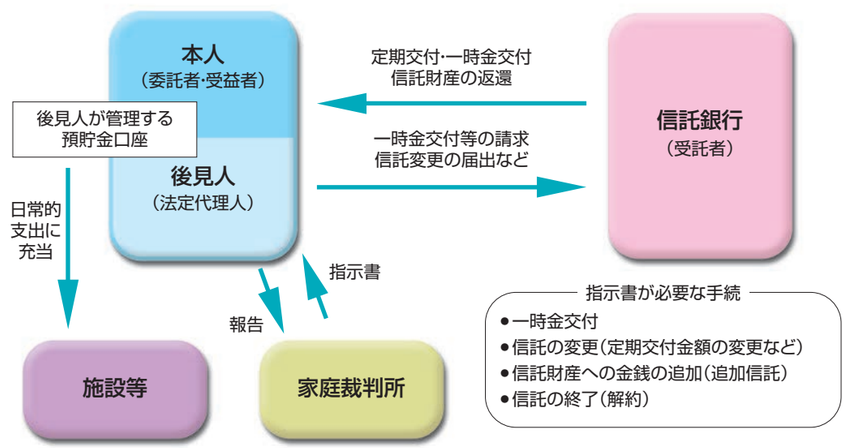

後見制度

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度とがあります。
成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。
未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者（本人）の親権者がいなくなった場合に、本人の権利を守る援助者（未成年後見人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

後見制度支援信託の取扱開始の背景

成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増し、成年後見制度発足時（平成12年）に比べると、平成22年の開始事件数は4倍超の約3万件となっていました。他方で、件数の増加に伴い、不正事例が発生していたことも踏まえて、本人の財産の管理･保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会が開催されました。その後、平成23年2月に信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが取りまとめられ、平成24年2月から取扱いが開始されました。

5 信託業界・協会を巡る動向

（1）主な出来事

税制改正要望

＜平成 30 年度税制改正要望＞

信託協会では、平成 29 年 9 月に「平成 30 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

【主な要望項目】

1. 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
2. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を恒久化すること。
3. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を恒久化すること。
4. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

その結果、平成 30 年度税制改正の大綱において、特定受益証券発行信託等の外国税額の二重課税調整や外国証券等の消費税の取扱いの明確化等が措置されました。

規制改革に関する提案

信託協会では、平成 29 年 10 月に「規制改革に関する提案」（14 項目）を取りまとめ、「規制改革ホットライン」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

第93回　信託大会の開催

信託協会は、平成 30 年 4 月 11 日、経団連会館において、第93回信託大会を開催しました。

はじめに、大久保哲夫信託協会会長（三井住友トラスト・ホールディングス取締役執行役社長）から「信託機能の活用を通じた社会・経済への貢献」、「変化への対応と安心の提供」について所信を述べた後、越智隆雄金融担当副大臣、黒田東彦日本銀行総裁からそれぞれご挨拶をいただきました。

また、沖野眞已東京大学大学院法学政治学研究科教授による「信託への期待」と題する講演を実施しました。

新しいホームページの公開

平成 30 年 1 月に、ホームページを全面リニューアルし、信託の仕組みや商品・活用事例をより平易にわかりやすく解説したコンテンツを充実・追加しました。

また、「信託ってなに?」、「どのように使われているの?」など、利用者の疑問に答えながら解説を行う特設サイト「イチから学ぶ信託」を新たに設けました。

新しく生まれ変わったホームページを、是非、一度ご覧下さい。

信託協会　検索　https://www.shintaku-kyokai.or.jp/

(2) 信託業界のあゆみ

	年 月	事 項
大正	8年 2月	任意団体「信託会社協会」設立
	12年 1月	信託法・信託業法施行（大正11年4月公布）
		信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称
	12年 12月	旧信託会社（5社）に対し信託業法による信託業の初免許
	15年 1月	「社団法人信託協会」創立
昭和	4年 5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
	18年 5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等二関スル法律施行
	26年 6月	証券投資信託法施行
	27年 6月	貸付信託法施行
	29年 10月	大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
	33年 11月	証券代行業務の取扱開始
	37年 4月	適格退職年金信託の取扱開始（平成24年3月　適格退職年金制度の廃止）
	41年 10月	厚生年金基金信託の取扱開始
	47年 1月	財産形成信託の取扱開始
	50年 5月	特定贈与信託の取扱開始
	50年 10月	財産形成給付金信託の取扱開始
	52年 5月	公益信託の取扱開始
	53年 11月	財産形成基金信託の取扱開始
	56年 6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始
	57年 10月	財産形成年金信託の取扱開始
	59年 3月	土地信託の取扱開始
	60年 12月	金銭信託「ヒット」の取扱開始（平成元年6月　金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始）
	63年 4月	財産形成住宅信託の取扱開始
平成	3年 5月	国民年金基金信託の取扱開始
	4年 11月	実績配当型の指定金銭信託（ユニット型）の取扱開始
	5年 4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行
	5年 7月	信託代理店による信託業務の取扱開始
	5年 10月	地域金融機関本体による信託業務の取扱開始
	10年 9月	資産の流動化に関する法律施行
	10年 12月	証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
	11年 9月	退職給付信託の取扱開始
	13年 10月	確定拠出年金法施行
	14年 2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律（兼営法）の一部改正施行（都市銀行等の信託業務の解禁等）
	14年 4月	確定給付企業年金法施行
	16年 12月	改正信託業法施行（受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等）
	19年 9月	改正信託法・信託業法施行（受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等）
		金融商品取引法施行
	23年 10月	一般社団法人への移行により「一般社団法人信託協会」と改称
	24年 1月	特定寄附信託の取扱開始
	24年 2月	後見制度支援信託の取扱開始
	25年 4月	教育資金贈与信託の取扱開始
	27年 4月	結婚・子育て支援信託の取扱開始

(3) 信託業界の動き

	年 月 日	事 項
平成29年	8月 1日	積水ハウス信託、準社員として信託協会に入会
	9月 21日	信託協会、「平成30年度税制改正要望」を取りまとめ、関係省庁等へ提出
	10月 19日	信託協会、「規制改革に関する提案」を取りまとめ、内閣府規制改革推進室に提出
		ハートワン信託、準社員として信託協会に入会
	12月 19日	信託協会、「信託の受託概況（平成29年9月末現在）」を発表
	12月 21日	信託協会、平成29年度信託研究奨励金の贈呈を決定

平成29年度信託研究奨励金贈呈式（平成30年1月25日）

	年 月 日	事 項
平成30年	1月 18日	しあわせパートナーズ信託、準社員として信託協会に入会
	3月 15日	倫理綱領を改定（①持続可能な開発目標（SDGs）の達成への取組み、②従業員を含むすべての人々の人権の尊重、③マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策への取組みに係る内容等を追記）
	4月	信託協会、平成30年度信託法講座を東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学に寄付し、4月から開講
	4月 1日	信託協会、平成30年度信託研究奨励金の募集を開始
	5月 17日	きらぼし銀行、準社員として信託協会に入会
	5月 28日	信託協会、「企業年金（確定給付型）の受託概況（平成30年3月末現在、速報値）」を発表
	5月 28日	信託協会、「確定拠出年金（企業型）の受託概況（平成30年3月末現在、速報値）」を発表
	6月 1日	あおぞら信託銀行、GMOあおぞらネット銀行に商号変更
	6月 21日	信託協会、「信託の受託概況（平成30年3月末現在）」を発表
	6月 22日	信託協会、「公益信託の受託状況（平成30年3月末現在）」を発表
	7月 2日	レオパレス信託、準社員として信託協会に入会

6 信託協会の概要

(1) 目的および事業

信託協会は、信託業務を営む金融機関（信託銀行、都市銀行、地方銀行など）や信託会社が加盟する金融団体で、信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的として、主に次のような活動をしています。

①信託に関する調査研究および資料収集
②信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
③関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
④信託の研究振興に関する企画、運営
⑤信託の社会的機能等に関する広報活動
⑥信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
⑦相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

(2) 組織

信託協会では、総会、理事会および理事会を補佐する機関としての一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置き、活動の方針・意思決定等を行っています。

また、事務局としては、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、コンプライアンス推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

組織図

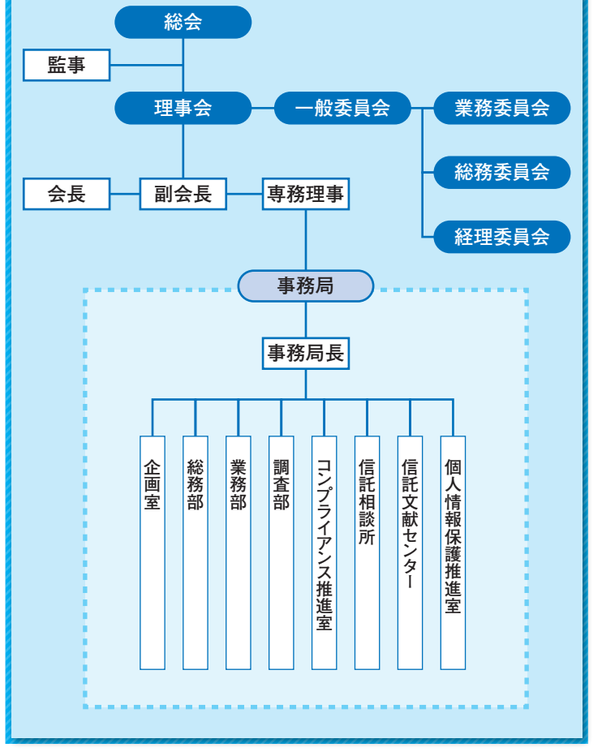

信託相談所

相談受付時間 午前9時～午後5時15分
（※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）

電　　話 0120-817335
☎ 03-6206-3988

【トラブル解決は「あっせん委員会」へ】

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/information.html

信託文献センター

開館時間 午前9時30分～午後4時30分
（※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）

☎ 03-6206-3987

(3) 信託協会加盟会社一覧（平成30年7月現在）

社員（4社）

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- みずほ信託銀行株式会社
- 株式会社 りそな銀行

準社員（59社）

- ニューヨークメロン信託銀行株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- 農中信託銀行株式会社
- 日証金信託銀行株式会社
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- オリックス銀行株式会社
- 株式会社 三井住友銀行
- 株式会社 沖縄銀行
- 株式会社 常陽銀行
- 株式会社 中国銀行
- 株式会社 百十四銀行
- 株式会社 福岡銀行
- 株式会社 西日本シティ銀行
- スルガ銀行株式会社
- 株式会社 山口銀行
- 株式会社 東邦銀行
- 株式会社 千葉銀行
- 株式会社きらぼし銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- 日立キャピタル信託株式会社
- 株式会社 朝日信託
- ロンバー・オディエ信託株式会社
- 株式会社 FPG信託
- 株式会社 山田エスクロー信託
- ファースト信託株式会社
- SMFL信託株式会社
- プルデンシャル信託株式会社
- 株式会社 エスクロー・エージェント・ジャパン信託
- 積水ハウス信託株式会社
- しあわせパートナーズ信託株式会社
- ステート・ストリート信託銀行株式会社
- GMOあおぞらネット銀行株式会社
- 新生信託銀行株式会社
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 株式会社 SMBC信託銀行
- 株式会社 琉球銀行
- 株式会社 静岡銀行
- 株式会社 八十二銀行
- 株式会社 広島銀行
- 株式会社 伊予銀行
- 株式会社 群馬銀行
- 株式会社 阿波銀行
- 株式会社 佐賀銀行
- 株式会社 肥後銀行
- 株式会社 四国銀行
- 株式会社 南都銀行
- 株式会社 整理回収機構
- 信金中央金庫
- ドイチェ信託株式会社
- 楽天信託株式会社
- スターツ信託株式会社
- レオパレス信託株式会社
- サーバントラスト信託株式会社
- ほがらか信託株式会社
- 大東みらい信託株式会社
- FXクリアリング信託株式会社
- すみれ地域信託株式会社
- ハートワン信託株式会社